

## 国の負担による学校給食の無償化を求める意見書

学校給食は、学校給食法第1条「食育の推進」でその意義が規定されており、さらに、同法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた『食育』が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断を養う上で重要な役割を果たすものである。

そもそも、日本国憲法第26条第2項では「義務教育はこれを無償とする」と定め、教育基本法第5条第4項では「授業料を徴収しないこと」を規定している。当初は自己負担が求められていた教科書についても、教科書無償措置法等により無償化された。

そうした中で、学校給食法第11条においては、学校設置者が負担すべき経費以外の食材などの経費は保護者が負担するとされてきたが、平成28年3月の内閣府・経済財政諮問会議において、子育て世帯の支援拡充として、給食費の無償化が打ち出されたところである。

今日、全国のいくつかの基礎自治体においては、学校給食の無償化が実施されているが、過重な財政負担となることから、実施できない自治体が多いというのが現状である。今日の異常な物価上昇の折、居住する自治体によって保護者の経済的負担に大きな格差が生じるのは適切ではなく、全国一律の対応が望まれるところである。

よって、国におかれては、国の負担による学校給食の無償化を図られるように強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月29日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、  
財務大臣